

○津幡町の鳥ハクチョウ飛来促進事業要綱

平成21年12月9日

津幡町告示第124号

(目的)

第1条 この要綱は、津幡町の鳥ハクチョウの町への飛来の促進を図るため、水田の環境を整備することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第2条 この事業は、河北潟周辺地域で町長が別に定める区域の水田において毎年11月1日から翌年2月末日までの期間、湛水田とすることにより、ハクチョウの休息地又は滞在地を提供することとする。

(申請)

第3条 この事業を実施しようとする水田（面積の合計が30アール以上のものに限る。）の耕作者（以下「申請者」という。）は、毎年10月31日までに水田を湛水し冬期湛水水田認定申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(認定)

第4条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び水田の湛水状況を調査し、認定の可否を決定し、その結果を速やかに冬期湛水水田認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(管理等)

第5条 事業実施の認定を受けた者は、水田を良好な状態で維持管理しなければならない。

(報告)

第6条 事業実施の認定を受けた者は、事業終了後30日以内までに冬期湛水水田報告書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(奨励金)

第7条 事業実施の認定を受けた者は、その認定を受けた日から30日以内に冬期湛水水田奨励金請求書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する冬期湛水水田奨励金請求書を受け取った日から30日以内に事業実施の認定を受けた者一人に対し、奨励金18,000円を交付するものとする。

(補償)

第8条 この事業の実施にあたり、第2条に規定する水田において稲作の支障となるハクチョウ

の習性による掘削被害が発生した場合は、申請者に対し、町長が別に定める基準において補償するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。
- 2 平成21年度における事業内容及び申請に関する第2条並びに第3条の規定の適用については、第2条中「11月1日」とあるのは「12月21日」と、第3条中「10月31日」とあるのは「12月21日」とする。

附 則 (平成23年7月25日津幡町告示第78号)

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月9日津幡町告示第95号)

この要綱は、公表の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

(宛先)津幡町長

申請者 住所

氏名

印

冬期湛水水田認定申請書

次のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

1 申請年度 年度

2 冬期湛水水田申請箇所

地 番	面積(アール)
計	

3 冬期湛水水田所有者の承諾(水田耕作者と水田所有者が相違する場合)

所有者 住所

氏名

印

4 その他 添付書類(位置図等)

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

(宛先)津幡町長

申請者 住所

氏名

印

冬期湛水水田報告書

次のとおり関係書類を添えて報告いたします。

記

1 申請年度 年度

2 ハクチョウの飛来の有無等

地 番	ハクチョウの飛来			ハクチョウの被害	
	ハクチョウ 飛来の有無	飛来数	確 認 年 月 日	被害の 有 無	被 害 箇 所 数
	有・無			有・無	
	有・無			有・無	
	有・無			有・無	
	有・無			有・無	
	有・無			有・無	
計					

3 そ の 他 添付書類(ハクチョウ飛来場所地図、写真等)

(被害有りの場合は、被害場所地図及び被害写真等)

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

(宛先)津幡町長

申請者 住所

氏名

印

冬期湛水水田奨励金請求書

年 月 日付け、津企財発第 号により湛水水田として認定されましたので、
下記のとおり奨励金を交付されるよう津幡町の鳥ハクチョウ飛来促進事業要綱の規定により請求します。

記

1. 請求額 円

2. 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	本・支店名	本店 支店
口座種別	普通・当座	口座番号	
(ふりがな) 口座名義人 (申請者と同一)			

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第7条関係)